

泉佐野市上下水道局公用車に係る有料広告掲載に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、泉佐野市上下水道局（以下「局」という。）が所有する公用車への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 公用車に掲載することができる広告は、泉佐野市上下水道局印刷物等広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める基準に該当するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、公用車を利用した広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当する等、交通事故を誘発し、交通の安全を阻害する恐れのある広告は掲載しない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの

ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの

イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

イ ヌード及び水着姿を表示し、著しく注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密であるもの

3 広告の中に、「広告」の表示をいれるものとする。

(広告の材質及び掲載方法)

第3条 広告の材質は、原則としてマグネットシートにより行うものとする。

(費用負担等)

第4条 広告の作成、掲載及び撤去作業は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

2 広告の撤去作業により、車体塗装のはく離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に局の責めにおいて広告物の破損等が生じたときは、局が現状に復するものとする。

4 第三者による広告のき損、盗難、遺失等については、局の責任に帰すべきことが明らかな場合を除き、局はその責任を負わない。この場合、広告主の負担において再度、広告を作成し、掲載するものとする。

5 その他広告掲載中に支障が生じたときは、広告主と局が協議の上、解決するものとする。

(広告の企画及び広告料等)

第5条 広告の掲載位置、規格、広告料については次のとおりとする。

種別	規格 (最大寸法)	掲載位置	広告掲載料
一般公用車	縦 30 cm×横 50 cm	両後扉側面	2,000 円/月

(広告掲載の募集)

第6条 広告の募集は、局が公用車の運営管理状況等を勘案して、その方法、枠数、仕様等を決定の上、市報又は上下水道局ホームページにより行うものとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告の掲載期間は、広告掲載開始日のあった日が属する年度の末日までの間とし、1ヶ月単位で申し込めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、泉佐野市上水道局公用車広告掲載申込書(様式1号)により、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に届けなければならない。

2 前項の申込書には、掲載しようとする広告の原稿を添付しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 管理者は、前条の申し込みを受理したときは、第2条の規定に基づき、速やかに内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定に基づくほか、広告掲載の可否について疑義が生じる場合は、要綱第7条の規定に基づき、広告掲載審査委員会において、広告掲載の可否を決定する。

3 管理者は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について申込者に広告掲載決定通知書(様式2号)により通知する。

(広告の変更)

第10条 第9条により決定を受けた広告主は、掲載期間中に当該広告の内容を変更しようとするときは、変更する広告の原稿を添付して変更申込書(様式3号)を管理者へ提出し承認を得なければならない。この場合においては、第9条第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

2 管理者は、広告の変更の可否を決定してときは、その結果等について申込者に広告掲載変更決定通知書(様式4号)により通知する。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は広告掲載開始期日までに、一括前納しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 管理者は、次の号に該当する場合には、広告の掲載の決定を取り消しすることができる。

- (1) 広告主が広告掲載開始日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) その他管理者が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 既に納付された広告掲載料は返還しない。ただし、局の都合により広告の掲載ができなくなったときは、当該広告掲載料を還付することができる。

- 2 前項ただし書の規定により広告掲載料の返還を行う場合において、掲載を取り消した日を基準として日割り算定した額を還付するものとする。

(広告主の責務)

第 14 条 広告主は、広告の内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。